○国土交通省告示第千二百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｎ―1171	騒音防止装置　ボルボ01Ｈ２Ｔ２	ボルボ　Ｌ＊Ｇ―Ｈ２Ｔ＊Ａ１（ＦＨキャブ搭載車に限る。）	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
自Ｎ―1172	騒音防止装置　ボルボ01Ｈ３Ｒ１	ボルボ　Ｌ＊Ｇ―Ｈ３Ｒ＊Ｆ１（ＦＨ標準キャブ車に限る。）	〃
自Ｎ―1173	騒音防止装置　ボルボ01Ｈ３Ｒ２	ボルボ　Ｌ＊Ｇ―Ｈ３Ｒ＊Ｆ１（ＦＨ標準キャブ車以外に限る。）	〃
自Ｇ―2277	一酸化炭素等発散防止装置　ボルボ　Ｖ―ＬＫＧＤ13Ｈ	ボルボ　Ｌ＊Ｇ―Ｈ２Ｔ＊Ａ１（D13型原動機（最高出力324kW、382kW）搭載車に限る。）、ボルボ　Ｌ＊Ｇ―Ｈ３Ｒ＊Ｆ１（D13型原動機（最高出力287kW）搭載車に限る。）	〃

○国土交通省告示第千二百二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＨＣＲ―665	前照灯　ＳＴＡＮＬＥＹ　Ｐ9501	スタンレー電気株式会社　東京都目黒区中目黒２―９―13

○国土交通省告示第千二百三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｎ―1169	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＬＫＧ―01ＰＫ９Ａ	ＵＤトラックス　ＬＫＧ―ＰＫ39＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ―ＰＫ39＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ―ＰＷ39＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
自Ｎ―1170	騒音防止装置　ＵＤトラックス　ＬＫＧ―01ＰＫ９Ｂ	ＵＤトラックス　ＬＫＧ―ＰＫ39＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ―ＰＫ39＊＊	〃
自Ｇ―2271	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＮＬＫＧ―ＧＨ７ＴＩＡ	ＵＤトラックス　ＬＫＧ―ＰＫ39＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ―ＰＫ39＊＊、ＵＤトラックス　ＬＤＧ―ＰＷ39＊	〃

○国土交通省告示第千二百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｎ―1168	騒音防止装置　三菱　Ｈ13―４Ｐ10Ｆ１	三菱　ＳＫＧ―Ｆ＊＊＊＊（イベコ　４Ｐ10型ＨＮジン搭載車）	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三崎市幸区鹿島田890番地12
自Ｇ―2267	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｐ10Ｔ１ＳＫＧ	三菱　ＳＫＧ―Ｆ＊＊＊＊（イベコ　４Ｐ10型（81kW）ＨＮジン搭載車）	〃
自Ｇ―2268	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｐ10Ｔ２ＳＫＧ	三菱　ＳＫＧ―Ｆ＊＊＊＊（イベコ　４Ｐ10型（96kW）ＨＮジン搭載車）	〃
自Ｇ―2269	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｐ10Ｔ６ＳＫＧ	三菱　ＳＫＧ―Ｆ＊＊＊＊（イベコ　４Ｐ10型（129kW）ＨＮジン搭載車）	〃
自Ｇ―2270	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｐ10Ｔ４ＳＫＧ	三菱　ＳＫＧ―Ｆ＊＊＊＊（イベコ　４Ｐ10型（110kW）ＨＮジン搭載車）	〃

○国土交通省告示第千二百三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年八月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ―2272	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―４Ｍ412ＬＤＡ	三菱　ＬＤＡ―Ｖ88Ｗ、三菱　ＬＤＡ―Ｖ98Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第千二百三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年九月二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十月二十九日　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＧＳ―522	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ2203―ＤＩ―ＥＤＭ	吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：10.7kPa	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号
自ＧＳ―523	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ2403―ＤＩ―ＥＤＭ―２	〃	〃
自ＧＳ―524	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ2403―ＤＩ―Ｔ―ＫＤＮ	吸入負圧：4.0kPa　排気圧力：13.3kPa	〃